

令和3年度 第5回富田林市補助金等検討委員会 会議録要旨

総務部行政管理課

- ◆日 時:令和4年3月30日(10:00～ )
- ◆場 所:富田林市役所3階 庁議室
- ◆委 員:別紙のとおり
- ◆事務局:谷口、阪谷、北村、上久保、井上、本田
- ◆開催形態:公開(傍聴人4人)

発言者	概 要
事務局	<p>はじめに</p> <p>◆委員会(議事録)の公開・非公開及び配布資料の取扱い)</p> <p>・おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより、令和3年度第5回富田林市補助金等検討委員会を始めさせていただきます。</p> <p>事務局行政管理課の北村です。どうぞよろしくお願いたします。委員の皆様には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、感染症拡大防止の観点から、皆様にはマスクの着用のご協力、並びに換気をしながらの進行となりますので、ご了承のほどお願いたします。</p> <p>まず初めに、本日の委員会につきましても、これまでの委員会と同様に、会議を公開する形で開催させていただきたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>➡(異議なし)</p> <p>・ありがとうございます。それでは、会議を公開することにいたしましたので、傍聴希望の方にご入場いただきますので、しばらくお待ちください。</p> <p style="text-align: center;">&gt;&gt;&gt;&gt;&gt; 傍聴人 入場 &lt;&lt;&lt;&lt;&lt;&lt;</p>
事務局	<p>◆開催要件</p> <p>・それでは改めて委員会を進めさせていただきます。本日の会議につきまして、委員の皆様ご出席いただいておりますので、委員会の開催要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。</p>
事務局	<p>1. 答申案について</p> <p>・これより委員会の議事進行、久委員長にお願いしたいと思います。久委員長、どうぞよろしくお願いたします。</p>
久委員長	<p>・おはようございます。</p> <p>それでは今日5回目ということで、今までの議論を事務局と検証しまして、お手元にある提言書(案)として取りまとめて参りました。今日は全体像を再度見ていただきまして、様々ご意見を賜りたいと思っております。提言書(案)、大部になっておりますので、説明の折</p>

事務局

に、少し区切りながら意見交換をさせていただいて、取りまとめに向けて進めて参りたいと思います。それでは提言書(案)につきまして事務局から説明をいただければと思います。よろしく申し上げます。

・行政管理課の上久保です。よろしく申し上げます。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしました、第5回補助金等検討委員会会議資料となりますが、資料としましては、会議次第、富田林市補助金等検討委員会提言書(案)、別添資料として、A3用紙の補助金の新分類図、の3点となっております。もし資料に不足がありましたらお申し出ください。

それでは、本委員会の提言として、第1回から第4回までの委員会の議論の内容をまとめた提言書(案)を、久委員長と調製いたしましたので、説明させていただきます。提言書の表紙から1ページめくっていただいて、1ページ目、提言書目次をご覧ください。

提言書は、全5章より構成されており、1. はじめに、2. 適正化に向けた取り組みについて、3. 適正化に向けた課題の検討、4. 適正化・見直しの方向性、5. おわりに、となっております。提言書の内容につきましては、これまでの委員会で議論していただいた内容をもとに作成しております。1章、2章、3章につきましては、後程、概要をかいつまんで説明し、議論の中心となった第4章 適正化・見直しの方向性と、第5章 おわりに、については、委員長に代わって、事務局が提言内容を代読させていただきます。また、4章の①から⑥までの項目ごとに、それぞれ議論やご意見をいただく時間を設けたいと考えております。よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、提言書の1. はじめに、を説明させていただきます。提言書2ページをお願いします。はじめにでは、本提言の序章として、補助金制度の意義について述べた上で、さらなる補助金適正化の必要性について触れ、方向性を模索するために、本委員会発足に至った経緯を述べています。

続いて、提言書の4ページ目、2. 適正化に向けた、これまでの取り組みについて説明いたします。ここでは、主に第1回、第2回の委員会で議論した、本市がこれまでに行ってきた、補助金適正化の取り組みについてまとめております。現在、補助金を交付するにあたって、使用している基本指針やマニュアルについて触れ、団体補助の見直しや、補助金の類型化、透明性確保のために決算を公表するなど、適正化のために実施した取り組みについて説明しています。

次に、提言書の6ページ、3. 適正化に向けた課題の検討について説明します。3章では、本委員会の議論の中で浮き彫りになってきた、本市の補助金制度の課題について述べています。課題を4項目に集約しており、①では団体補助について、補助を受けている団体の長期化・固定化や、団体が補助金を前提とした運営となっていないか、また、既存の補助金を受けている団体と、新規団体において、不平等が生じていないかを課題として挙げています。②では時代の変化により、補助金に求められるニーズも変化するため、それに合わせた補助金制度の見直しについて言及しています。また、時代の変化により、行政と民間の担う領域も変わっていくため、定期的に補助金を見直すことができる制度の検討を挙げています。③では、補助金の分類の見直しについて述べています。これまでの取り組みは、団体補助から事業補助への転換を主眼としてきました。現在は委託的事業費

補助として分類しておりますが、本委員会でも議論の柱の一つとなった、本来は、行政が実施すべき委託業務を補助金として交付しているなど、支出科目に関する課題を挙げております。④では効果検証に関して説明しています。現行制度でも、補助金の交付にあたっては、チェックシートの活用など、一定の取り組みを実施しておりますが、補助金の交付により、どのような成果があったのかという検証が十分にできていない点を挙げています。また、会計的なチェックについては、補助金を交付する側、受ける側ともに、公金であるとの意識を持つことの重要性和、会計的知識等に未成熟な組織に対する、育成制度を整備することなどを課題として挙げております。

駆け足であります。提言書の1章から3章まで、大まかに説明をさせていただきました。4章に移る前に、ここまでの内容で、ご意見や検討すべき事項や表現等はございますでしょうか。

ご意見等がないようでしたら、このまま続けて第4章の説明に移らせていただきます。

続きまして、第4章、適正化・見直しの方向性についてご説明をさせていただきます。提言書の10ページをお願いします。この第4章が、今後、補助金適正化を行うにあたっての基本的な方針となり、本提言書の核心となる部分ですので、事務局にて代読させていただきます。

#### 4. 適正化・見直しの方向性

##### ①補助目的、目標を具体的かつ明確にする

補助金を交付する目的ないし目標は、その制度の枢要をなすものである。補助金を交付することで実現しようとする行政目的によって、補助金の対象事業、対象経費、補助率などがおのずと定められる。行政と補助者、そして第三者にとっても目的が不明瞭な制度では、その目指す効果を得ることはできない。既存の補助金制度において、補助目的が不明瞭であるものについては見直しを行い、目的を定義することができない補助金については制度の意義が薄いものとして廃止も含めて検討されたい。また、新たに創設する補助金については、目的を明確にし、かつ、それを要綱等の制定時に明記するように努められたい。なお、補助金の交付により、行政目的を達成するため、目的を設定するにあたっては公益性、公平性、効率性の点について特に注意し、抽象的な表現にとどまることなく、具体性を備えたものにするよう図られたい。

補助金の目的は市が総合ビジョン等で目指す方向性に合致し、市の政策・施策を具現化するものである。補助金の見直しにあたり、事務の効率化等の点については、積極的に推し進めるべきであるが、補助金の新設・廃止等の決定にあたっては、それにより影響を受けることとなる被補助者を含めた多様な視点に立ち、市としての政策的判断を行われたい。この①について、何かご意見等ありますでしょうか。

藤委員

・①の下から7行目、補助金の交付により行政目的を達成するため、目的を設定するにあたっては公益性、公平性、効率性と書いてある。この目的設定に効率性というのはちよつとどうかと思います。それと行政目的を達成するために、目的を設定すると書いてありますが、効率性が出るのなら手段も入れたらどうかと思います。そこが気になりました。

久委員長	<p>・事務局が今お答えできるのであればお答えしていただき、また最終的には、今日いただいたご意見を私と調整をして、最終的な提言書をまとめていきたいと思いますので、持ち帰るということでも結構です。</p>
事務局	<p>・ただ今の目的というところで、手段と、公益性という箇所、言葉の不足してる部分を合わせて、この中に入れたいと思います。最終的な調整として、委員長と表現も含め、もう一度調整をしたいと思います。</p>
佐井委員	<p>・この効率性というのは、行政目的として、行政を効率化するために補助金を交付する。効率性を目的の一つ、というふうに捉えているのでしょうか、違うのでしょうか。</p>
事務局	<p>・ここで公益性、公平性、効率性とあげていますが、ここでの効率性は、補助金として交付する金額、費用対効果という意味で効率性と記載しています。</p>
佐井委員	<p>・そう捉えると、今、意見があつたように、目的を設定するにあたって効率性というのは、確かに指摘の通り違和感があります。私は行政の効率化のためにというのが、一つの目的なだと思っていたのですが、違うということですね。</p>
久委員長	<p>・今、様々ご意見賜ってですね、改めて見返しますと、おそらくここだけではなくて、この補助金の関係ということの裏返しに、協働の考え方があると思います。その協働の考え方というのは、さらにその背景に新しい公共の考え方があると思います。そうなってくると、行政がやった方がいいのか、あるいは民間とか、市民の方がやったほうがいいのか。その判断の中で、その事業がどう進められていくのかということが決まってくると思います。協働であつたり、あるいは民間事業者、あるいは市民の方がやった方がいいということになれば、資料をお渡しして、そこに経済的な負担が必要であれば、補助金等で金銭をお渡ししていく、そういう流れになっていくと思います。その時に、新しい公共の考え方の中で、どちらがやった方が効果的か、という観点があります。効果的というものが出る前に、効率が出てしまいますから、どうしても気になってくる。行政都合の効率性だけで、その事業が決められるというのは、協働の観点からいかなものか、ということがあるので、そういう意味では効果的・効率的という、効果という言葉が入れば意味合いや見え方が変わってくると思います。新しい公共の考え方や、あるいはそれに基づいた協働の考え方も含めて、行政だけが決めるのではなく、誰が事業主体になれば最もいいのか、ということを考えてながらやっていく必要がある、というような書きぶりで、少しここを変えればよりわかりやすくなるのかな、というのは思いました。</p>
中川委員	<p>・今、久委員長おっしゃられた通りだと思いますが、この①のところは、基本的に行政目的は、当然、行政が政策的判断として選択するんですが、この書きぶりだと、市がとにかく決めなさい、というふうに見える。私は後で、話が進んだ中で自分の思いを言えるかなと思っていますが、要は、実際に補助金を使って、その事業をする主体である被補助者などから報告を受けたり、チェックするという話が出てきます。それも反映して、かつ、いろいろな専</p>

<p>久委員長</p>	<p>門家、外部の意見を聞いて決めるのでしょうか。その辺りを意識して、修正していただければなというふうに思います。</p> <p>・最後の2行のところに、市としての政策的判断により行われたい、というところがありますが、ここにもう少し、様々な方々のご意見も賜りながら最終的には決めていく、という一文が入れば、先ほどのお話は受けられるかなというふうに思いました。また、修正をさせていただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>・ありがとうございました。それでは次の②へ進ませていただきます。</p> <p>②社会情勢の変化に対応し、市民ニーズに合致した補助金の制定改廃を行う</p> <p>前項でも述べたが、補助金の根幹となるのは、その補助金を交付することで、目指している行政目的の実現にある。しかしながら、行政目的の重要度、緊急度は時代とともに変化するものであり、普遍的な価値を持つことは不可能である。そのため、必要になるのは、補助金制度を定期的に見直し、行政目的の実現に資しているか、市民ニーズに適合しているかを検証することである。制度的に検証する体制を確保するため、各補助金要綱等に予め終期を設け、一定期間ごとに見直しを行う。見直しにおいては、漫然と制度を継続することなく、役割を終えた制度は廃止し、新たなニーズに対応した補助金への移行を進められたい。補助金適正化の仕組みとしては、個別の補助金創設時に、予め終期を定め、常に検証する機会を設けることが適正化にあたり有効である。</p> <p>個別の補助金制度において、長期的な視点に立って、その有効性を判断するにあたっては、本市の政策の根幹となる総合ビジョン及び、総合基本計画に合致しているかを検証し、将来の住民福祉に寄与するものであるかを判断することが重要である。</p> <p>また、今回新たに提案する補助金の分類において、事業の実施主体による分類を設けたところである。民間が実施する事業に対し、奨励的なものとして行う補助、行政が本来実施すべき事業に対する補助、行政と民間がともに手を携えて実施する協働事業における補助、という分類を行った。今後、この分類に沿って、既存補助金の仕分けを行っていくが、時代の推移とともに民と公の受け持つ範囲は変化していく。新たな分類による仕分けを行ったとしても、それで完結することなく、行政領域の変化に合わせて定期的な見直しを行われたい。</p> <p>②でご意見等ございますでしょうか。</p> <p>ご意見ないようでしたら、次、③に進ませていただきます。</p> <p>③補助金の性質を踏まえた適切な制度、歳出科目への変更</p> <p>課題の検証でも取り上げたが、本来、行政は実施すべき事業を、民間事業者が実施することで、より効率的に行えるため、民間が事業を行い、その事業に要した経費を補助金として交付している事業が見受けられる。これまでは、補助金を分類するにあたり、委託的事業費補助という概念を用いていたが、実態としては、行政が実施すべき事業を委託しているものが多く、その執行にあたっては、適切な仕様書の作成や、契約行為、進捗管理、完了検査などが必要である。補助制度の枠組みの中であえてそれを整備することは非合理的であり、公金の支出にあたり、より適切な制度として、業務委託への移行を進めるよう</p>

	<p>図られたい。また、委託的事業費補助以外の分類についても、今回の適正化の試みを契機として見直しを行い、新たな視点に基づく分類を行い、それぞれの性質に対応した取り組みを図る必要がある。</p> <p>なお、既存の委託事業費補助の全てが業務委託になるものではなく、個々の補助金を精査し、実態に即した適正化を図る必要がある。行政と補助金を受けて事業を実施していた団体等との関係において、その設立において行政が関与、あるいは行政目的を実現するために、他と比較して極めて高い公共性を備えている場合など、その成立過程や社会的役割は異なるため、事情を考慮し、ひとまとめにして論ずることなく、それぞれの実態に合わせた対応を検討されたい。</p> <p>③について何かご意見等ございますでしょうか。</p>
藤委員	<p>・確認なんですけど、ここの最後のところの、なお、既存の委託的事業補助の全てが業務委託になるものではない、というこの文章は、文化協会とか、緑化協会とか、そういうふうなことを指しているのか。</p>
事務局	<p>・この部分ですが、これまでの委員会の中で、全てをひとまとめにして論ずることができないということで、委員の方からもご意見等いただいております。この下にある、設立に行政が関与していた、または公共性が高くて、他とは取り扱いを変えた方がいいというところがここにかかってくると考えております。</p>
久委員長	<p>・この点はですね、今、他市の協働のまちづくりに関する委員会でも、協働契約として議論しています。その中で、従来の民間事業者に対する契約と、いわゆるNPOや市民団体等との契約というのは、少し内容が違っだろうということで、最初は議論がスタートしました。しかし、直近の委員会の中で、そのように契約を見直すのではなく、実は契約の運用を見直した方がいいのではないか、という議論になっています。というのは、特別な委託契約ではなく、契約そのものは一緒の行為であり、契約の出し方や、運用の仕方を見直して、市民団体やNPOが使いやすい委託契約に持っていく方が、あえて切り分けるよりもいいのではないか、という議論になってます。そう考えると、ここの文章もそのあたりも意識しながら、枠組みとして別にするのか、あるいは枠組みとしては一緒だが、運用に幾つかのタイプを用意するのか、そこをさらに議論できるような形で、少し幅を持たせた書きぶりの方がいいのではないか、というふうに思いました。今の藤委員のご意見を賜りながら、特に下の2行のあたりは、もう少し議論した方がいいのかなと思いましたが、また事務局と検討させていただければと思います。</p>
佐井委員	<p>・12ページの一番上の、より効率的に行えるためという表現も、先ほどの①の議論とあわせる形で、いわゆる効率的といっても、実際には効率的・効果的ということも踏まえて、今まで行政は効率的と使っていたとは思いますが、効率的の一言で済ませてしまうと、経済的とか、その方が費用削減になる、というイメージがある。ここも①にあわせて、効率的・効果的のような表現に変えた方が、読んだ時の市民の方の受け入れ方がいいのかな、と感じます。</p>

事務局	<p>・そのように変更します。</p>
久委員長	<p>・私もNPOをしているので同感です。特に、指定管理者制度を富田林市でも一緒に評価していますが、どうも行政の経費を軽減するためだけに使われることもあるので、それは指定管理を受ける側からすると、とても辛いことなんです。だから、やはり効果・効率というのは、しっかりと議論しておいてもらわないといけないので、今の佐井先生のお話は、NPO側から見ても、非常にありがたいご指摘かなと思いました。脱線話になってしまいますが、このことを、私も富田林市の指定管理者の評価の時に言っていて、かなり富田林市は、他市に比べてその辺りの目配りがしっかりと出来ている、と思います。他市の指定管理施設の事例ですが、指定管理料の積算根拠で、施設所管課が検討しているのですが、管理職級の給料で積算しています。というのは、施設管理者が本来、市の直営だとした時に管理職級の人が就くということで、民間事業者や市民団体NPOが指定された場合でも、同等の人件費が払えるよう、財政当局と交渉しています。そういうことが一つの典型例ですので、決して安かろうということにならないように、ここにしっかりと効果的という言葉は入れておいていただきたいと、私も重ねてお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>・ありがとうございました。それでは次、④に進ませていただきます。</p> <p>④事業補助を原則とする</p> <p>補助金交付の対象となるものは「事業」とし、団体運営に係るものについては、対象経費の把握や補助金の効果が測りがたく、効果的・効率的な制度運用が困難であるため、対象としないことを原則とされたい。</p> <p>なお、現在残っている団体運営費補助の対象団体について見ると、その団体の成り立ちや補助金の性質、団体の活動実態や極めて高い公益性を担っているなどの観点から、一概に団体運営費補助が不適切であると断じることはできない。補助金として執行しているが、本質的には行政が実施した政策に対する補償的性質で交付しているものなど、一律に論じることでかえって合理性を欠くものについては、例外的な取扱いにも一考が必要である。</p> <p>また、新たな補助金の区分において、事業に対して交付するものを「補助金」とし、不特定多数に対し回数を限定し、一定要件を満たせば支給されるものを「助成金」とするなど、制度と名称に規則性を持たせ、効率的な事務の執行と、補助金を利用する市民等にもわかりやすい簡潔明瞭な制度づくりを図られたい。</p> <p>併せて、新たな事業の担い手を創出・育成するため、設立から時限を設定した団体育成補助の制度について検討し、協働の分野でともに事業を担う団体を育成するなど、新たな体制を構築するよう図られたい。制度設計を行うにあたっては、組織が成熟し、自主財源による事業展開や、持続的かつ安定的な運営ができるよう支援されたい。また、自助努力による余剰金や将来のリスク回避のための積立金を保有する場合などは、制度の趣旨を踏まえ、団体の自主・自立を阻害することのないように配慮されたい。加えて、他自治体において採用されている、市民及び団体が事業を提案し、行政も連携する協働事業へ発展させていく提案型協働事業制度についても検討されたい。</p>

<p>藤委員</p>	<p>④で何かご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>・13ページの上から3行目ですけど、本質的に行政が実施した政策に対する補償的性質という表現、わかるんですが、この文章だけを読んでいると、何のことかちょっとよくわからないので、もう少し何か、具体的に入れることがいいのか悪いのか、ということも検討していただいた上で、もうちょっとわかりやすい表現にすればどうか、というのが一つ。それと、同じページで上から6行目のところに、多数に対し回数を限定し、と書いてある。ここで急に具体的なことが出てくるので、この回数を限定しというのが要るかどうかですが、ここであまり具体的なことが出てしまうのはどうか、という気はします。それと同じページの上から11行目、自主財源という表現がありますが、独自財源という表現の方がわかりやすいという気がするので、検討していただいたらどうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>・1点目の補償的性質というところにつきましては、具体的なものも含めまして、委員長と最終調整させていただきまして、2つ目の助成金のところで、具体的に出てるところの、不特定多数に対し、回数を限定し、というところは外す形でいきたいと思います。最後の自主財源というところは独自財源という形に変えさせていただきたいと思います。</p>
<p>佐井委員</p>	<p>・今、ご指摘があった3行目の補助的な性質で交付しているものというのは、多分、私が前回か前々回で質問させていただいて、説明を受けた内容なのかな、と私は思っています。やはり、あまり具体的な補助金名は入れず、市民の中には理解しているという方も、理解されていない方もいらっしゃると思うのですが、私はこれを読んだ時に、非常に微妙なバランスで上手にまとめたな、というふうに感じました。</p>
<p>事務局</p>	<p>・今、ご意見ありましたように、このままという形で進めさせていただくということによろしいでしょうか。</p> <p>➡(異議なし)</p> <p>・それでは、④の議論については以上にしまして、次、⑤に進ませていただきます。</p> <p>⑤補助対象経費・補助率の適正な設定</p> <p>補助の対象となる経費について、あくまでも補助金は公金を原資としており、行政目的の実現を目指すという観点から、一定の制限を設けられたい。個人・団体が実施する事業の自主性を尊重する一方で、社会通念上、補助金の対象とすることが不適切であるものは除外すること。どのような経費が補助の対象外となるかは、補助金の性質、目的によって異なるが、一般的に慶弔費や交際費、飲食費などが該当すると考える。団体運営経費、人件費、間接費などは、事業を実施するにあたり、事業経費と不可分のものであるが、補助金の透明性を高め市民に理解が得られるよう明確に区別されたい。補助対象経費については要綱等に明記し、制度の利用にあたり疑義が生じないように努められたい。この方針によりがたい補助金制度については、前述した業務委託的性質のものが考えられるため、制度を抜本的に見直し、適切な歳出科目への移行を検討されたい。</p> <p>個別の補助金制度の補助率については、その事業の目的や実施主体により適切に設</p>



	<p>定されたい。特に、協働分野における補助金については、民と公がともに事業を実施するという性質上、純然たる金銭的・貨幣的価値や、補助率のみに着目することなく、提供した労働力や費やした時間等も加味して考えられたい。</p> <p>この⑤について何かご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
中川委員	<p>・経費・補助率ということになってくると、実際に事業をやっている被補助者、事業をやっている団体の方に説明してもらう、むしろ自ら積極的に説明してもらう、そういう仕組みにして欲しい、と私は思います。要するに、報告を受けて審査する、あるいは査定するという、行政が一方的に審査しているかのように見せるのではなく、そもそも補助事業というのは、被補助者が自主的に事業をやっているという側面・部分が多々ありますので、やっている内容を任せ切りという意味ではなく、きちんと報告をして、自己評価をして、それを受けて意見交換も踏まえる。当然、評価そのものや行政目的の見直し、補助事業の見直しは行政がやるべきことですが、そうすることで行政自身も勉強ができるし、実際に事業をやっている人たちの苦労もわかる。補助金制度を頻繁に変えること自体が訴訟のリスクもありますので、そういった場を年一回でも設けることで、PDCAというふうに言うのがいいかわかりませんが、仕組みがうまく回るのではないかと。実践的な話ですが私はそう思います。</p>
事務局	<p>・今後の運用という中で、そのような形で検討したいと思います。</p>
中川委員	<p>・もう1点、補助金の交付を受けて事業をしたり、何かやっているということについて、市民には見えづらいところがある。先ほど補償的性格と出ていましたが、何をやっているのか、やはり補助金を受けて事業をやっている方が、負担が重いかもしれませんが、市民にわかりやすく、自ら説明する材料を行政に提供することこそが大事で、情報提供して欲しいし、そうでないと監査をしていてもわからない。きちんと開示も含めて情報提供をしていただく。市民の理解が得られる、わかりやすいというのではなく、説明責任がある、その一翼を担っているという意識・発想も必要ではないかというように、私はこの意見書を見て思いました。</p>
久委員長	<p>・行政管理課で指定管理者の評価をしていると思いますが、その中で、ここ数年は指定管理者に説明を求めるのではなく、担当課に説明をしていただいて、担当課が受け答えできる、説明ができるようにしているはずで。それを他の補助金等にも広げていけば、先ほどの中川委員のお話は受けられるのかな、というふうに思いました。さらに言えば、先ほど他市の事例を出しましたが、協働契約のガイドラインを委員会で準備している中で、非常にシビアな言い方になるが、団体にも覚悟が必要だ、という文章があります。その団体が社会的な責任を持って、事業の委託を受けるわけですから、最終的に様々なところに対する説明もできるように、団体もしっかりしてください、という意味で覚悟が必要だということです。そういう意味では今の地域活動団体や、あるいは市民活動団体に、まだまだその辺りの甘い部分があるので、これを契機にしっかりといきましょう、ということだと思います。そこを読み取れるような形で、修文の中で工夫をさせていただければというふうに思います。</p>

事務局	<p>・中川委員がご指摘の、補助を受けてる被補助者が自ら説明する、というところですが、次の⑥の項目の最後のところで、自ら情報提供・発信するということが書いておりますので、項目が跨ってしまいましたが、そちらで補完できると思います。</p>
中川委員	<p>・くどいようですが、意識をするとか、担当者の能力だけではなく、事務事業の流れの中で、否応なしにそういう場が設けられる。それが次の補助金の見直しや、あるいは行政目的が変化していることを、行政自身がキャッチすることに繋がるような仕組みを工夫して欲しい。自ら報告するというのでは、抽象的でどうすればいいのかわからないですし、担当者が行政管理課に説明するというだけでなく、何か流れとしてそういう場を設け、それを次に活かす、あるいは変化をキャッチすることに繋がるような工夫があれば、と思いました。</p>
事務局	<p>・今いただきました意見、行政管理課でも補助金のマニュアルや指針というものがあります。この委員会の提言を受けて、こちらもそういった形のものに改定していくことを考えておりますので、制度の仕組みの中で検討させていただいて、明記をしていくような形で取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>・今のご意見を踏まえまして、仕組みとして作っていくことが大事だというのは非常によくわかるご意見ですので、それをどうここに落とし込めるかというのは、検討させていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>・それでは、⑥に進ませていただきます。</p> <p>⑥補助金交付に係る事業実績評価(会計検査)及び効果測定の実施</p> <p>すべての補助金において、効果検証を徹底されたい。既に述べた事項にも関連するが、個別の補助金制度の適正化・見直しをするにあたり、その補助金が果たした成果や、補助金を交付したことで行政目的の達成に効果があったのか、という検証は必須である。的確な評価を欠いては、補助金の必要性を判断できず、制度廃止等の決定が困難となるため、毎年度の事業ごとに、その成果を検証し・評価すること。</p> <p>また、事業の実施は個人・団体であるが、補助金事務を担う担当者にあつては、補助金の交付のみならず、個人・団体が行う事業に関与しているとの意識を常に持ち、その事業内容についても適切に把握することが肝要である。所管する補助金事業の履行確認、審査、会計検査等については当然のことながら、事業実施そのものについても、共に目的の達成を目指す当事者として業務にあたられたい。</p> <p>また、より効率的・効果的で透明性の高い制度運用となるよう、行政が主導して情報を開示することとどまらず、補助を受給する個人・団体においても、公の活動の一端を担い、公金を用いた事業であることの認識を持ち、適切な会計報告や活動内容を非補助者のウェブサイト等により自ら情報公開し、市民に対して説明するなど、個人及び団体の指導並びに育成のための取組みについても検討されたい。</p> <p>⑥の項目について、何かご意見等がございますでしょうか。</p>

事務局	<p>・⑥についてご意見等がなければ、このままという形をとらせていただきまして、4章 補助金の適正化・見直しの方向性については、以上となります。各項目でいただいた意見につきましては、改めて事務局と久委員長で調整し、提言書への反映を検討させていただきます。</p>
中川委員	<p>・⑥のタイトルのところに括弧書きで会計検査とありまして、監査委員を務めている私として、自分の仕事にはね返ってくるのかなと思います。これは本文の中で、事業の評価・検証をするということですが、15ページの2行目から3行目にかけて、会計検査についても触れていて、これを受けてこの括弧の中に会計検査という言葉が入ってるのですか。</p>
事務局	<p>・はい、その通りです。</p>
中川委員	<p>・はい、わかりました。</p>
久委員長	<p>・この⑥の趣旨は、お金の面だけではなく、事業そのものの効果を基準として見てください、というような趣旨で捉えていますので、その両輪でこれからも進めさせていただくことになろうかと思います。</p>
事務局	<p>・続きまして、第5章 おわりに、について説明させていただきます。 第5章では、本提言書の総括と補助金全体を通して取り組むべき内容について述べ、本委員会の結論として結んでおります。第5章についても、代読させていただきます。</p> <p>5. おわりに</p> <p>本提言では、補助金適正化・見直しに向けた方向性について、現在の課題に対応する形で総論としてまとめた。個別の補助金の見直しに見直しを行うにあたっては、本提言の内容を踏まえ、具体的な制度や基準を整理し、すべての補助金について検証を加えられたい。</p> <p>行政の業務・役割が拡大する中で、各課の所管する事務には、類似が見られるものもある。重複する補助金については、全庁横断的に取り組み、見直しを行われたい。また今後、新たに創設される補助金についても、本提言で述べた視点に立ち制度設計や運用を図られたい。なお、補助金の見直しにあたっては、あくまで補助金制度の適正化を主眼とし、支出削減のための廃止ありきの結論に捕らわれないよう留意されたい。補助金制度は、広く公益性のあるものであり、補助金制度を目指す目的や交付における透明性の確保、ニーズを的確にとらえるなど、適切に実施することで市民の福祉や生活の向上に大いに資するものである。よって、見直しの結論は、制度の存続か廃止という二元論ではなく、個々の補助金の成り立ちや果たす役割を考慮の上、多角的な視点による判断と弾力的な運用に努められたい。</p> <p>補助金の見直しについては、本市においてこれまでも種々の方針を立て取り組みが行われてきた。この度提言する適正化の取り組みを十全に果たしたとしても、すべての課題が解決することはなく、また新たな課題が浮上してくることは必然である。時代の趨勢にあわ</p>

	<p>せ、今後も補助金制度全般に対する検証を行う機会を設けるよう図られたい。 以上、5章になります。こちらで何かご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
藤委員	<p>・確認ですが、上から4行目、行政の業務・役割が拡大する中で、各課の所管する事務に類似が見られるものもある、というこのくだりですが、これは具体的にありましたか。</p>
事務局	<p>・現在、事務としては重複しているものがあると思われませんが、個々の補助金として、実際に重複しているかどうかというのは、今後、個別に見直しをしていく中で、きっちり検証するということで、ここに記載しております。</p>
藤委員	<p>・わかりました。</p>
事務局	<p>・提言書の内容説明につきましては以上となります。本日議論した内容につきましては、久委員長と改めて検討し、本委員会としての最終的な提言とさせていただきます。それでは一度、久委員長に進行をお返しいたします。よろしくお願いたします。</p>
久委員長	<p>・どうもありがとうございました。それでは二段構えで、これから議論させていただきたいと思えます。第一段階は、5章まで全部を見てきましたが、再度全体を通しまして、何かご質問、ご意見ございましたらお出しただきたいというのが一点目です。それが終わりましたら、せつかくの機会ですので、今後、補助金の見直し等、あるいは補助金の運用等で、留意すべきこと等について、一言いただければというように思っております。まずは全体を通しまして、何か改めてご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>
中川委員	<p>・提言書の別紙として資料をつけていますが、それと提言との関係はどういうふうになるのか。提言書のどこかに位置づけを触れてるところがあったのかもしれませんが、ご指摘いただければありがたいなと思えます。</p>
事務局	<p>・中川委員からご指摘あったA3の資料ですが、3. 適正化に向けた課題の検討の③、ページ数で言いますと8ページの最上段になりますが、この③では補助金の分類見直しを課題として挙げており、今後、どのような分類にしていくかということで、わかりやすいように資料としてつけております。提言の中では※印で、本委員会で検討・作成した補助金新分類案については別添資料を参照、としている箇所です。</p>
久委員長	<p>・8ページの一番上ですね。</p>
中川委員	<p>・ということは、これは提言の中に含まれるものということですか。</p>
久委員長	<p>・今後、市役所内で検討するときに、このA3の別添資料も参考にしながら、また改めて検討していくというような、あくまでも参考資料になるという位置づけになるかと思えます。他、全体を通して何か。</p>

藤委員	<p>・別添の分類表のことが出たので、以前から気になっていたのですが、資料の中の事業促進助成金の下から2行目のところで、括弧書きですが、要件を満たしているのかのチェックのみを実施し、審査は不要と書いてある。要件確認で交付確定するときに、何らかの審査をしているのかなという気はするので、この括弧書きの表現が要るかどうか、特に無くてもかまわなければ、無くしてはどうかという気がします。</p>
久委員長	<p>・チェックと審査は何が違うのかというところですね。これは要件審査か内容審査か、そういうように捉えられると思います。いろいろ考えないといけないことが増えるのであれば、カットしてしまう、あるいは先程私が申し上げたような適切な言葉遣いに変える、この辺りもまた検討させていただければと思います。他いかがですか。</p>
佐井委員	<p>・この助成金というのは、補助金としては扱わないということですね。</p>
久委員長	<p>・そうです。</p>
佐井委員	<p>・この助成金に対しては、受け取った人が情報開示するなど、そういったものは一切必要ないんですね。本文の13ページに、一応補助金と助成金の区分けという文章がありますが、それ以降ないので、助成金は補助金ではないということも、もう少し分かりやすくできないか、と思いました。</p>
久委員長	<p>・ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  それでは、会議としては今日で最後ということになります。委員の皆さんが気づいたことや意見を言っていただけるタイミングはあります。いつが最終か、一週間なのか、事務局としての都合はありますか。</p>
事務局	<p>・いただいた意見は集約して、委員長と日程も含めて調整し、また委員の皆様にご確認をさせていただきまして、もう年度末というところではありますので、4月に入ってからという形になりますが、まとめさせていただきたいと思っております。</p>
久委員長	<p>・ありがとうございます。  一旦、これで提言書に対する意見をいただきましたけれど、またお持ち帰りいただいて気になる点がございましたら、事務局にお聞きいただきましたら、検討の俎上に乗せたいと思います。よろしいでしょうか。今日、様々、特に4章を中心に賜った意見を反映させて、より良いものに仕上げたいと思いますので、また修正が加わりましたら、事務局の方から委員の皆様にお届けいただいて、最終チェックをしていただければと思います。  では第二段階目の話で、今後、この検討がより進められていき、補助金等の運用がさらに良いものになっていくと思いますが、それに対して何かコメント、いただければと思いますがいかがでしょうか。</p>

<p>藤委員</p>	<p>・直接この検討とは関係がないのですが、団体の、補助金を受ける側のことが、ここには書けないのでいいのですが、やはり団体として設立するとき、どういう目的で、それを達成するためにどのような財源が要るかということと、年会費的なものとして、会員数と会費と合わせて、会が運営できる状況になっているのかどうか、ということが気になっています。これは出す側から見た話なので、内部的にやる時に、会自身の健全性を少し見たらどうかと思っています。相手のことですから、あまりここでは書けないというのは当然の話なので、書く必要はないと思いますが、今度見るときは、会が届け出たときに、運営経費はすべて独自の会員の会費でやっていると、それを前提にして、やっていただきたい。そして、事業として補助するとき、それが2分の1なのか、3分の1になるのかはわかりませんが、裏(※補助裏＝補助以外の自己負担分)の負担が出ますよね。そうすると、運営費以外にその事業を実施するための会費負担まで求めているかどうか、ということなのです。余裕がなければ、多分できないですね。会議の冒頭か、第1回目だったかなと思いますが、会の決算が黒字になった場合は、それを返してもらおうか、利子が発生したら返してもらおう。そういうことがあったと思いますので、ひょっとしたら会費をとってないのではないかな、という気もしています。その辺りを今度、検証するときに見ていただいたらどうか、というふうに思っています。</p>
<p>久委員長</p>	<p>・私もそのあたりが気になっていまして、今回は補助金等ということで、経済的な側面で検討しましたが、ここでも何度も申し上げてるように、やはり裏側には協働という考え方があるので、これは人権・市民協働課で、協働のあり方を考える中で、この議論の延長線をやる必要があるのかな、というふうに感じています。その中で、藤委員がご指摘したような各団体に対して、どのように付き合いをしていくのか、ということも重要です。おそらく、藤委員が指摘している団体は、ずばり言うと、行政都合で立ち上げられた団体が多いと思います。各種協議会など、行政都合で作られた団体が、今後、どういう関係性で行政とパートナーシップを結ぶのかということからは、協働の観点でもチェックをしていく必要があって、団体が本当に自立をする方がいいのか、行政が事務局を引き取って、行政として市民と一緒にやる協働体制をとった方がいいのか。グレーゾーンはそろそろ、整理をしておいた方がいいかな、というふうに思いましたので、そこは私も念を押ささせていただきたいと思います。他いかがでしょうか。運用等に関して、今後の見直しに関して、どうぞ。</p>
<p>土井委員</p>	<p>・市民協働という観点から、自主財源の確保ということで、同じ事業の中でもいろいろな団体さんに補助するという形で、ある団体さんは自主財源をうまく使える、だけど、ある団体さんはそういう機能がまだ整っていないということで、補助率として、何分の何にするという話は、同じ事業の中でも差が出てくることになります。また、団体さんを育てていくという観点も書いてありましたが、育てていく機能というのも、しっかり行政側がサポートしてあげるといことも必要です。見直しの段階で、自主財源を考えた上で、補助率を変えていくということも必要があると思います。どの段階で見直すか、各担当課が決めるのか、行政管理課に検討課題として投げかけて、相談するのかということからは、今後どう考えていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>・今回提言を受けまして、行政でこれから見直しをしていく中で、行政管理課といたしましては、まず、新たな分類もありますし、個々の補助金を整理していく中で、関係課に任せる</p>

のではなく、課題も含め共有して進めていきたいと思っております。主として行政管理課が進めていきたいと考えております。

久委員長

・共に検討していくということでもいいですか。違う言い方をすると、相談窓口になっていただいて、自分で決められるところは自分で決めていただき、悩むのであれば、行政管理課と一緒に考えていく、ということで良いのではないかなと思います。それと、団体さんからすると、突然自立してくださいというのはなかなか難しいので、やはり年限を決めて、見直していく中で、何年後には補助金をカットします、というような形で、通告するというか、話し合いの中で決めていくというのもありかなと思います。

具体的に言うと、数年前に、他市で観光ボランティアの方々の団体さんに、ある日突然、来年度からはお金をあげませんよ、という通告が行ったきました。団体からすると、掌を返されというイメージがあったのですが、これは別の会議で、私も観光ボランティアの担当に、継続的補助としてるのはいったいつまで続けるのか、という話をしました。そこで突然カットしたから問題が起こった、ということでございます。これも、富田林市でもよくあるパターンだと思いますが、そもそも観光ボランティアを養成するための講座をして、そしてその後、観光ボランティアになっていただいて、その方々が運営するためにボランティアの会を作られた。当初はなかなか財政的なものも弱いので、行政として、観光ボランティアが頑張っているのを、補助金をあげましょう、という形を動かしていました。それに対して、永続的に本当にやるべきことなのかということをチェックしてください、ということをお願いしたところ、団体としては自立してるので経済的自立をしてください、ということがありました。こういうパターンは富田林市もいくつかありますよね。協働のパートナーを養成するために講座をやられて、その卒業生が団体を作って、ともに一緒にやるというパターン。これは典型的な話ですので、ここの関係性も含めて、その補助金のあり方も検討する必要があるのかなというふうに、土井委員のお話を大きく広げて、具体的に思いました。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

・私の方からもう一点、これは人権・市民協働課の協働のあり方で検討すべき話かもしれませんが、今回のコロナ禍の対応を見ていて、行政の弱点というものが出てきました。いわゆる『公共私』という形で、この中でどう対応していくのかということが、あからさまに私は出てきたと思っております。『私』、つまり民間企業というのは、このコロナ禍で経済活動が止まってしまうと、なかなか市民生活を支援するというわけにはいかないですよ。だから『私』の弱さはやはり、こういう経済動向によって左右されてしまう、そこを埋め合わせるのが行政の役割というように思います。ですから、民間企業が自ら営利目的でやっていることに関してまで、行政が口を出して、しゃしゃり出て行く必要はないと思っていて、逆にその民間企業が、儲からないが社会的に必要なものを行政がやっていくということが、行政の役割だなというふうに思っています。今回、コロナ禍であからさまになったのは、実はその中の『公共私』の『共』の部分ですね。というと、どうしても行政はスピード感がなくなってしまうということです。それはある意味仕方ないことですよ。行政職員というのは、法律・制度に基づいて仕事をしなくてはいけないわけですから、こういう緊急事態が生じたときに、やはり法律の改正や制度を作り上げたりするという時間がかかってしまう。その埋め合わせは

誰がやるのかというと、やはりNPOとか住民団体で、スピード感がある、ということになります。そのことかというと、行政が動けない、あるいは行政が動かない方がうまく行くという話が、コロナ渦の対応でも幾つか見えてきたと思います。その辺りですね、もう一度改めて、行政の役割、民間企業の役割、それからともに支え合う共助の役割、こういうところを整理する中で、関係性の整理ができて、さらに、そこに金銭的な補助が必要なかどうか、というところを重ねていくと、今回の提言書に基づく見直しというのが、より上手くいこうと思います。お金の勘定だけの話ではないということ、改めて強調しておきたいと思います。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは今日いただいた意見を反映して、再度、提言書を書き換えていきたいと思えます。もうひと手間を皆様方にもおかけすることをご了承いただきたいと思えます。事務局の方々もよろしくお願ひしたいと思えます。それでは事務局の方に進行お返しますので、よろしくお願ひします。

事務局

・本日もいろいろなご議論、ご意見いただきましてありがとうございます。  
最後に事務局の方から一点、本委員会に提示する案件がございます。  
本市の市議会、令和4年3月定例会の予算決算常任委員会にて、いくつか補助金についての質問・指摘等というのがございました。その中で、本委員会にて取り上げて欲しいという旨の要望もございました。個々の補助金の各論的な検討につきましては、本委員会でも議論がありましたが、慎重に時間をかけて議論する必要があるということ、時間的な制約から、具体的に検証するのは困難という意見もございました。本日が委員会として最終日にはなりますので、ここで個々の補助金についての議論ということではできませんが、今後、補助金の適正化に向け、具体的な取り組みを実施していくにあたって、やはり皆様、有識者の方々のご意見・ご指摘というのは、補助金の見直しを進めていきやすいという面があります。個々の補助金の見直しを行うにあたり、本委員会で検討・作成した補助金の新分類案や、本日のご意見、提言の内容を踏まえまして、具体的には、補助金の制度基準を整理して、全ての補助金について見直しをしていきたいと考えております。これからも必要に応じ、皆様方のご協力もいただきながら、取り組み進めて参りたいと考えております。今後とも、委員の皆様方にはご助言も含めまして、ご協力いただけるようよろしくお願ひいたします。

それでは本日の議題につきましては以上となりまして、予定をしておりました今年度、全5回の日程を終了いたしました。本日いただいた意見を踏まえ、委員長と最終的な提言書を、早急に調整をさせていただいて、先ほども言いましたように委員の皆様方に確認とご了承をいただいて、市長に提出したいと考えております。年度末ということで、先ほども申し上げましたが、提言書の提出自体は、令和4年度に入ってからということにはなりますが、ご了承の程、よろしくお願ひいたします。最後に閉会の挨拶といたしまして、総務部長より一言、お礼を申し上げます。

事務局

大変お忙しい中、活発なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。



事務局	<p>昨年11月に第1回の検討委員会を開催させていただいて以降、5回にわたり、本市の補助金の適正化に向けまして、様々な視点から、課題を検証し、ご議論を重ねていただきました。今回の第5回のご意見も含めまして、取りまとめをいただく、この補助金のさらなる適正化に向けた、提言書の内容を踏まえまして、改めて分類の見直し等も含めた、本市の補助金全般並びに個別補助金の整理、見直しに、新年度から、全庁的に取り組んで参りたいというふうに考えております。この間、建設的かつ貴重な多くのご意見を賜って参りましたことに、厚く御礼を申し上げますとともに、いただきました提言を今後の市政運営、そして、市民福祉の向上にしっかりと活かして参りたいというふうに考えておりますので、委員の皆様方には引き続き、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。このたびは本当にありがとうございました。</p> <p>・本日はこちらの方で以上ということになります。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-----	--